

京市衛生
所員 伊藤熊雄 著

最近
看護婦
試驗
問題
解答
集

東京

修

學

堂

最新看護婦試験問題答案集

伊藤熊槌纂

(第壹) 解剖及生理

● 心臓の位置如何

宮城四三、七

心臓は胸腔に於て横隔膜の上、左右兩肺の間に在りて斜に前下方に
位し、其三分の一は胸廓正中面の右方に存し、三分の二は其左方に存す

● 心臓の位置形状及分布せる神経

神奈川四三、一〇

(一) 位置

著者
44. 5. 29
内交

(前項参照)

(三) 形状

全形圓錐形をなせる空洞器にして基底は後上方に在りて肥厚し、尖端は前下方に在りて尖れり、前面は微に穹隆し、後面は壓扁せられ、其他左右二縁及縦横の二溝あり共に心嚢に由て被はるゝものなり

(三) 神経

(イ) 交感神経節(運動神経)、(ロ) 迷走神経の心臓枝(制止神経)の二種なり

● 心臓の構造及其作用

宮城四一、七

(一) 構造

心臓は筋肉を基質とし更に内外の被膜を有す、筋肉は横紋筋繊維にして房の筋繊維と、室の筋繊維とに區別し、房の筋繊維は菲薄にして室の筋繊維は強厚なり、内心膜は菲薄にして心の裏面を被ひ部位により皺襞を作り弁を形成す、心外膜は心嚢の内板にして心の表面に密着す

(二) 作用

心臓の作用は交互に規則正しく狭窄し且擴張するに由り、大静脈管及肺静脈管より來る血液を受容し、又之を大動脈管及び肺動脈管に輸送するなり

● 心臓の位置形状各部の名稱及血液循環の狀態

態

京都四三、一一一

(一) 位置及形状

(前項参照)

(三) 各部の名稱

心臓は縦中隔に由て左心及右心に區別し、更に横隔に依りて右心室、右心房、左心室、左心房に別つ

(三) 血液循環の狀態

血液は心臓より出で身体各部及び肺臓に運行し、再び心臓に歸るものなり、これを血液循環と云ひ、二種に區別す、即ち左心室を出でたる動脈血は身体全部に運行し、毛細管網に於て物質交換をなし静脈血となり右心房に歸るもの其一、之を大循環と云ひ、此静脈血は右心室に至り茲より亦た肺に輸出せられ、肺の毛細管網に於て物質交換を營み動脈血となり左心房に歸る

もの其二、之を小循環と云ふ

●呼吸器の名稱及位置

群馬四三、一回

(一) 鼻腔 体外に開口する部分にして口腔の上に在り

(二) 咽頭腔 鼻腔及口腔の次に在り

(三) 喉頭 咽頭腔の次に在り頸部に存す

(四) 氣管 喉頭の次に位し頸部及胸腔内に在り

(五) 肺臓 最終部にして胸腔内に在り

●肺の構造及機能如何

宮城四二、七

(一) 構造

肺の實質は海綿質にして弾力を有し、小氣管枝、血管及び結締織より成る、小氣管枝は氣管の一系にして漸次分岐し、遂に盲

六
囊に終り胞状に膨大す、之を肺胞と云ふ、血管は動靜二脈にして、肺動脈は右心室に起り肺門を経て小氣管枝に沿ひ漸次分歧し血管網となり肺胞を纏絡す、肺靜脈は血管網より起り漸次集合し、小氣管枝に沿ひ遂に心の左房に歸るものなり、結締織は彈力纖維を有し肺小葉及血管を互に連絡す

(三) 機能

肺臟は血液に必要な瓦斯成分を攝取せしめ、又老廢せる成分を排出せしむる機能を有す、即ち肺胞の一面は大氣に接し、他の一面は血液に接するが故に、大氣より酸素を吸入し血中より炭酸と水蒸氣とを排出するなり、此の炭酸と水蒸氣を排出する處の作用を呼吸と云ひ、酸素を吸入する處の作用を吸息と云ふ

● 腸の位置形狀及各部の名稱 群馬四三、一回

(一) 位置

腸は腹腔内に位す

(二) 形狀

管狀を帯び迂曲廻轉す

(三) 各部の名稱

腸は之を小腸及び大腸に區別す

(甲) 小腸は全腸の五分の四を占め、之を(イ)十二指腸、(ロ)空腸、(ハ)廻腸の三部に區別す

(乙) 大腸は全腸の五分の一を占め、之を(イ)上行結腸、(ロ)右結腸、(ハ)横行結腸、(ニ)下行結腸、(ホ)左結腸の三部に區別す

● 脾臟の位置形狀及其生理作用

京都四三、五

(一) 位置

第一腰椎の高さに於て胃の後に横徑に位し、右季肋部と上腹部の境界より左季肋部を領す

(二) 形状

長扁平の腺體にして恰も牛舌の如し、之を頭、體、尾の三部に區別す、頭は大にして十二指腸の彎曲部内に在り、體は中央にして第一或は第二腰椎の前側に對し、尾は脾に向て狹小す

(三) 生理作用

膵臓は膵液を分泌し、之によりて食物消化の一部をなすものなり、即ち膵液中には(一)トリプシンと名くる成分ありて蛋白質を消化してペプトンに變ず、之をトリプトンと名づく、(二)膵液素(ハンクレアスプチアリン)なる成分によりて澱粉を消化して糖

質となし、植物細胞素を溶解し、ゴム質を糖化す、(三)膵液は脂肪を細分してム細の乳様液に變化して吸収し易からしめ、また脂肪をグリセリン及び脂肪酸に分解するの作用あり、

●消化液の名稱及之を分泌する臓器を記せ

群馬四三、二回

(一) 名稱

(イ) 唾液、(ロ) 胃液、(ハ) 膵液、(ニ) 胆汁、(ホ) 腸液

(二) 消化液を分泌する臓器

(イ) 唾液は耳下腺、顎下腺、及舌下腺より口内に分泌す、この三腺を唾液腺と云ふ

(ロ) 胃液は胃の壁に存する無数の胃腺より分泌す

(ハ) 膵液は膵臓より分泌し腸に排泄す

(ニ) 膽汁は肝臓に於て分泌し膽嚢に貯蓄し、膽に排泄す
 (ホ) 膽液は膽の粘膜に存する「リーベルキエン氏腺」と「ブルンネル氏腺」とより分泌す

●腎臓の機能

神奈川四三、一〇

腎臓の機能は尿を分泌し之を排泄するにあり、尿は血液中の不用成分にして、其水分及水中に溶解し易く交流し易き物質の一部は、主として「ホーマン氏腺」の細胞より分泌し、尿固有の成分及び鹽類の一部は溶液となりて曲細尿管の細胞より分泌せられ、相合して尿となり、次第に集合し輸尿管を経て膀胱に至るなり

●膀胱の位置形状及其生理作用

京都四三、五

(一) 位置

小骨盤内にして腹膜を被覆し、耻骨軟骨接合と直腸の間に在り、女子に在つては子宮と耻骨軟骨接合との間に在る者なり

(二) 形状

空虚時には只僅かに隆状をなして後方に突起し、其矢狀断面は基底を下方にせる三角形を呈す、膨満時には圓形或は卵圓形を爲すものなり

(三) 生理作用

腎臓より分泌せる尿の輸尿管を経て膀胱に達するや、漸く膀胱を壓し擴張し以て畜積するなり、此際上方即ち輸尿管に逆流せざるは輸尿管が内壓の加るに從ふて壓迫せられ閉塞するに依り、また下方即ち尿道に逸出せざるは膀胱頸部の輪走筋に強き弾力

あると膀胱前壁の粘膜皺襞が尿道入口の前に横はると尿道括約筋の尿道の始部を輪状に圍擁するようになるなり、然れども尿次第に蓄積し内壓次第に加はり、膀胱閉鎖の勢屈すると同時に利尿筋は收縮して膀胱を縮小し以て放尿するなり、而して腹壓も亦放尿の作用を補助するものなり

●尿の性状並に健康大人一回量及一晝夜の排泄量を問ふ

群馬四三、一回

(一) 性状

尿は淡黄乃至黄赤色の透明液にして、其味は稍苦く且つ鹹味を帯び一種の臭氣を有し、比重は平均一〇一五乃至一〇二五なり、然れども多量の水を飲みし後は最も低くして一〇〇二に至り、

(二) 排泄量

多量の發汗及び瀉の後には最も高くして一〇四〇に至る

- (甲) 健康大人の一回量 飲食物、労働後、寒暖等により差あり
- (乙) 一晝夜排泄量 一千瓦乃至千五百瓦

●脾臓の位置形状

新瀉四三、一〇

(一) 位置

左季肋部内に在りて胃底と横隔膜の間に在り、其上端は第九肋骨、下端は第十一肋骨の部位を占むものなり

(二) 形状

扁平楕圓形にして内外二面前後二縁及び上下二端を有す、内面即ち胃面は凹陷して脾門茲に在り、中央には血管神經出入す、外

面は凸隆滑澤にして、前縁は銳利にして二三の截痕あり、後縁は鈍にして直なり、上端は稍々銳にして下端は鈍なり

●左の所在を精しく記せ

- (イ) 肋膜 (ロ) 攝護線 (ハ) 門脈 (ニ) 脾臓 (ホ) 撓骨

京都四三、一一

(イ) 肋膜は胸腔内に在りて肺臓及心臓を包容す

(ロ) 攝護腺は男子の外生殖器にして、膀胱の尖端の處に於て尿道の始部を圍擁せり

(ハ) 門脈は胃、腸、脾及び脾の静脈の聯合して肝臓に分佈するものなり

(ニ) 脾臓は左季肋部に於て胃底の外側に在り、即ち第九乃至第十一肋骨の部に一致し、上端は第九肋骨に沿ひ脊柱を去る二指横徑

に在り、下端は第十一肋骨に沿ひ脊柱を去ること約三乃至四指横徑の外側に在り

(ホ) 撓骨は前膊の外側に在りて、上端は上膊骨に接し、下端は腕骨に接し、内側には尺骨あり

(第貳) 看護法

●檢脈法

宮城四一、七

通常脈搏を檢定するには撓骨動脈に於て行ふ者にして、少しく檢脈部を壓する様にして一分時間其搏動を數ふるなり、大人は普通一分間平均七十至位にして、小兒の二年乃至五年位は百一至、二年以下は百十至位にして、種々の原因に依て異なる者なり、即ち年齢、男

女、飲食物、温度、労働、精神の感動、起立、臥状及び疾病の如何に由つて大に異常あり、而して検脈の際は搏動の數を知るのみならず、尙ほ脈搏の種類にも注意すべし、即ち大脈、小脈、硬脈、軟脈、速脈、遅脈、重搏脈等にして大に注意を要するものなり

● 検温器使用法

宮城四一、七

● 検温器の使用法並其必要如何

同 四二、七

● 検温器に就て

同 四三、七

● 検温の注意

神奈川四三、一〇

検温器には氣温を検するものあり又た浴用に供するあり、其他低温及び高熱を測定する爲に用ゆる等種々ありと雖ども、看護婦として

最も必要なるは體温器とす
人身の温度は腋窩に於て平均攝氏三十六度二六乃至三十七度半なり、若し疾病あるときは異常に昇騰し或は下降することあり、而して昇騰せしものを熱と稱ふ、体温の昇騰及び下降は患者の自覺及び他人の觸知によりて推定するを得るも其確實なる測定は體温器によらざれば之をなすことを得ず

使用法

體温器は攝氏の度盛をなせるを普通とし、且つ其度盛は最下二十九度より四十五度迄の者を用ひ、通常検温する部位は腋窩にして罕れに口腔、直腸、股間等に於て行ふことあり、検温の時刻は朝夕二回にして、十分乃至十五分間挿入せし後ち之を抜き取り其度を見る者なれども、重病者に在ては五分間位にても可なり、殊に熱性病、重患

に於ては朝夕二回の外にも検温を要することあり
驗温の注意

(イ) 腋窩或は股間に在ては克く其部を拭乾し、後ち水銀柱を三十四度以下に降らしめ挿入すべし、仍て上膊を胸側に密接せしめ、手腕を胸上に置き腋窩を密閉するなり、而して検温器は其以前アルコールにて拭清むべし

(ロ) 挿入後十分乃至十五分間を経れば之を取出し温度を検し温度表に記入すべし

(ハ) 小兒、老人、及び衰弱せる患者に在ては検温中同一なる体位を保ち能はざることもあり、然るときは看護婦は彼等の上膊若しくは太股を押持して検温すべき者とする

(ニ) 人事不省の者及小兒等は検温器を折ることあれば、之亦大に注

意せざるべからず

(ホ) 肛門にて検温するときは検温器の先端に油を塗り静かに挿入すべし、往々患者動きなどして検温器を折ることあれば能く注意すべし、また肛門は腋窩より二度づゝ高きものなり

● 稽留熱、間歇熱、弛張熱の區別を記し併せて体

温測定法を問ふ

群馬四三、一回

(一) 區別

(イ) 稽留熱とは温度昇降の差甚からざるものにて、其一日に於ける最高度と最低度との差一度以下若しくは一度なるものなり

(ロ) 間歇熱とは一日に於ける最低温度が正常体温若しくは其以

下に位し、最高温度の甚だ顯著なるものなり

(ハ) 弛張熱とは一日間の熱度の差一度以上を越ゆる者を云ふ

(三) 測定法 (前項を見よ)

● 奄法に就て

● 奄法の種類及其方法

宮城四三、七

岩手四三、一〇

(一) 種類

(甲) 冷奄法 これに(イ)氷奄法、(ロ)冷水奄法、(ハ)冷濕布纏絡法の三種あり

(乙) 温奄法 これに(イ)温湯奄法、(ロ)巴布、(ハ)蒸劑の三種あり

(二) 方法

(イ) 氷奄法は最も多く使用するものにて、氷を碎き水甕に入れ

其口を絞緊し、患部には布片を敷き其上に貼すべき者なり、尤も氷甕の重壓を避くる爲めに絲にて天井より釣保するこ

(ロ) 冷水奄法は幾重にも折り重ねたる「リント」、布片を冷水に浸し之を柔かに絞り患部に貼用するなり、又此の方法は藥液の奄法にも使用する

(ハ) 冷濕布纏絡法は先づ臥具を濕潤せざる爲めゴム布、毛布類を敷き、次に冷水に浸したる敷布或は他の布類を柔かに絞り、其上に病者を平臥せしめ、速に濕布を全身に纏ひて毛布を覆ひ、大抵五六分の後濕布を除去し、依て他の臥床に移らしめ、茲に於て乾きたる布片にて身体を摩擦すべき者とす (ニ) 温湯奄法は温湯を以て冷水奄法の如き方法に依り處置する

なり、即ち冷温の差あるのみなり、此法はまた温藥液の巻法にも使用する

(ホ) 巴布は沸騰せし湯に亞麻仁を少量づゝ入れ、匙にて克く攪拌し程能き時に軽く打ち、盆に廣げたる布の中央に移し、布片の縦横を折り安全針にて止め置くべし、其他麵麩、又は葛蕪にて作り、又或る醫師は粟穀と硝剝を合劑として巴布に用ゆることあり

(ヘ) 蒸劑は温湯巻法と同一の方法に依り使用する

(三) 應用

(イ) 疼痛を緩解せしむる爲め、(ロ) 滲出物をして吸收せしめ、(ハ) 瘀衝を去る爲め(ニ) 血液運行を催進する爲

(四) 注意すべき要件

(イ) 氷巻法に在ては氷囊を克く潤し且つ氷片の稜角の爲に破損せざる様になし、患部に密接して他方に移動せしめず、患部の皮膚色澤に意を用ゐる藍紅色に變ずるが如きことあるときは、巻法を除き直ちに醫師の診察を乞はしむべし

(ロ) 冷水巻法は臥具、衣服などを濕潤せざる様に油紙或はゴム布を用ゐ、加之患部に使用せし布片、リントの類は温めざる様注意すべし

(ハ) 冷濕布纏絡法に際しては施行前後には必ず体温と脈搏を檢し、施行中は呼吸、脈搏及び面貌等に注意し施行前には火酒及び葡萄酒の如き興奮劑を與ふべき者とす

(ニ) 温巻法に於ては使用する時其温度を檢し、患者をして皮膚に水疱の如き傷害を起さしめざる様に注意すべし、温度は

攝氏六十度より七十度位を適當とす而して温を失へる時は再び温むべし、また永く持續する場合に於ては、其局部に「ワセリン」阿列布油を塗りて疼痛水泡等を生起せざる様に注意すべし、又温巻法を製する際は成るべく病室外に於て爲すべき者とす

●灌腸法

宮城四二、七

●滋養灌腸法を述べよ

京都四三、五

(二) 種類

(イ) 便通灌腸法、(ロ) 滋養灌腸法、(ハ) 藥品灌腸法の三種とす、便通灌腸法は之を軟化灌腸法と刺戟灌腸法とに區別し、藥品灌腸法には興奮灌腸法、止瀉灌腸法、緩和灌腸法、鎮痛灌腸法、殺

蟲灌腸法及氷水灌腸法等あり

(二) 目的

(イ) 便通灌腸は最も多く使用する方法にして其目的は糞便の排出を催進するに在り、而して軟化灌腸は腸中に蓄積し硬化せる糞便を軟化し以て排泄を助くるなり、又た刺戟灌腸は腸管内に刺戟性液体を注入し、以て腸管壁を刺戟し運動機を亢奮せしめ以て便通を得るなり

(ロ) 滋養灌腸は口腔より飲食物を取ること能はざるか、若しくは嘔吐の爲め困難する者に向て腸管内より營養物を攝取せしめ患者を養ふ目的に使用する

(ハ) 藥品灌腸は内用薬を用ゆること能はざる場合、又は腸より吸収せしめ、以て薬品をして腸管に直接的に作用せしむる

如き目的に使用する

(三) 方法

先づ病褥を油紙と木綿布にて被ひ、次に患者を仰臥の位置になし、其臀部に小枕子を置きて高くし、或は左側に臥せしむるも佳なり、器械は護謨製の灌腸器或は「イルリガートル」を用ひ、而して器内の空気を排除する爲め先づ灌腸液を通じ置き、術者は患者の後方に坐し、嘴管の尖端に阿列布油、「グリセリン」、華攝林の如き者を塗り、嘴管前方七仙遠程を左上方に向て深く注意しつゝ、徐に肛門に挿入すべし、此の時に當ては決して力を用ゐて壓入すべからず、若し挿入するに難きときは後方に戻し方向を變じて挿入するを可とす、茲に於て自在に嘴管を動かし得るに至りて初めて液體を注入すべし、其際徐々に爲すを務む

べし、患者若し疼痛を感ずるときは暫時待ちて後又其全量の盡きるまで持續すべし、注入終れば靜かに器械を取去り、手巾或は脱脂綿にて肛門を壓抵すべし

(四) 注意すべき要件

- (イ) 器械破損有無の検査を怠るべからず
- (ロ) 器械は消毒して使用すべし、使用後また消毒すべし
- (ハ) 薬液の量に過不足なからしめ、溶解の如何温度の如何に注意すべし
- (ニ) 嘴管の挿入は徐になし肛門を損傷せざる様注意すべし
- (ホ) 液体の射出力に遲速なき様平等に爲すべし
- (ヘ) 患者の容態に留意し、且つ患者には開口せしめ軽く呼吸せしむべし

(ト) 久しく膈内に薬液を止まらしむる爲め灌膈後は其儘安静ならしめ、衰弱せる病者には肛門を綿にて抵壓するを要す

(チ) 時候寒冷なる節は下肢其他の部分に冷却せざる様注意すべし

(リ) 薬品灌膈及び滋養灌膈に於ては其前に便通灌膈を行ひ糞便を排泄せしめ後之を行ふべし

● 患者の被服及交衣法

京都四三、五

(一) 患者の被服

病状中の被服は襯衣の外要するものなし、襯衣はフラネルを第一とするも、直接につけるときは皮膚を刺戟するを以て、薄地の木綿にて襯衣を造り着せしめ、その上にフラネルの衣服を重ね

ぬるも可なり。また綿ネルにて製するも可なり、然れども室内の温度寒冷なるか或は上半身を出して臥する癖ある人には、其上に軟きすべりよき衣服を着せしむるを可とす

(二) 交衣法

襯衣を交換するには先づ襯衣を暖爐又は火鉢にて温め置き、患者の身体を洗拭し乾きたる西洋手拭にてよく拭ひ、外氣に觸れざる様窓戸或は障子を立切り、靜に舊き衣を脱せ交換するなり、若し創傷等あるときは脱衣せしむるに健康部より徐になし、着衣せしむるには創傷部より徐になすべし、又重症患者にして動かし難き際は臥褥と共に交換するを良とす、即ち別に新床を造り其上に襯衣をひろげ、枕の位置を正しくし、直ちに患者を寢せらるゝ様になし、患者をそれに入れ換ゆるを安全とす

●換褥の場合及病室内の適當なる温度は幾度なるや
宮城四一、七

(一) 換褥の場合

病褥は常に清潔にせざる可らず、若し出血、排膿、遺尿、遺尿等のために之を汚し、又は氷嚢使用の際誤て臥褥を濕す等のことあれば直ちに交換すべし、濕りたるもの汚れたるものを其まゝに捨置くは、常に不快なるのみならず褥瘡を起す慮ありとす、病褥を交換することは大に患者に愉快を感せしむるものなれば屢々交換すべし、これ常に患者を慰むるのみならず同時に褥瘡を豫防する爲めに必要なるなり

(二) 病室内の適當なる温度

病室内の温度は普通晝間は華氏六十三度夜間は六十度位を適當とす、然れども高き温度を要する患者あり即ち貧血或は呼吸器病の如きもの、また低き温度なるべきもの即ち熱性病の如きあり、是等は醫士の指圖によるものとす

●入浴時の介補注意如何

宮城四三、七

(一) 介補

先づ浴槽を寢臺の側に持ち來し、適宜に湯を汲み入れ、檢温器にて湯の温度を檢し、次に患者の衣を脱せ靜に浴槽中に入れ、入浴中は絶へず其身体を支持し、三四分にて上肢及心臓部を出し、石鹼或は糠を以て要所を洗ひ、再び全部を浴せしめ、適宜の時間を見て浴中より出し、軟き上敷或は西洋手拭を以て覆ひ、

- 若し大病人ならば暫時其まゝ寢せ置き、稀薄なる赤酒又は鹽里母等を與へ、冷水にてよく含嗽せしめ、又顔を洗ひ、心動の元に復せし時、靜に襯衣を着せしむべし、又夫程悪しき病人ならざれば、身軀をよく拭ひ襯衣を着せ、靜に就褥せしむべし
- 若し浴槽を病室に容ること能はず患者を浴室に送る場合には、先づ患者の衣服を脱せ軟き上敷様の物に包み其上より能く毛布を以て覆ひ、椅子又は擔架にて連行き、稀薄なる葡萄酒を少許與へ、上の毛布を除き、敷布のまゝ槽中に入れ、時を計りて抱きあげ、濡し上敷を除き乾きたる上敷に包み、毛布を以て覆ひ、前同様椅子にのせ病室に連れ戻り、靜に就褥せしむるなり
- (二) 注意すべき要件
- (一) 患者を感冒に罹らしめざる様注意すること

- (二) 興奮劑と冷水とを仕度すること
- (三) 浴槽の金屬製たる、木製たる、陶器たるを問はず、患者の身体に直接に觸るときは不快を感ずるが故に、木綿布を以て覆ひ身体に直接に當らざる様になすこと
- (四) 浴後は冷水を以て顔面を拭ふこと
- (五) 浴後含嗽せしむること
- (六) 浴後疲勞を感せしときは、適宜に滋養飲料を與ふること
- (七) 入浴は食後必ず二時間を隔つること

● 綳帶交換をなすべき場合 宮城四二、七

綳帶は防腐的精神より由來せる者なれば屢々交換するの必要なく、且つ故なくして交換すべきものにあらず、其交換すべき場合は左の

如し

- (一) 患者創傷部疼痛を訴ふる時の如き
- (二) 体温三十八度以上に昇りたるときは一應交換すべし
- (三) 綳帯の弛緩若しくは緊絡度に過ぎたる時
- (四) 綳帯の汚穢して不潔となりたる時

● 内臓に寄生する蟲類の名稱を擧げよ

群馬四三、一回

- (一) 疥蟲之に有鈎、無鈎、廣節裂頭疥蟲の三種あり、
- (二) 蛔蟲、(三) 蟯蟲、(四) 十二指腸蟲、(五) デストマ、

● 嘔吐の原因及び介補

新潟四三、一〇

(一) 原因

胃中の飽満、悪心、咽頭刺戟、藥劑及び病的機能

(二) 介補

嘔吐を催す時は快手大なる金盃を備へ、片手を患者の前額に他手を後頭部に當て頭部の下らざる様になし、而して充分吐出せしむるを可とす、而して衣帯の緊縛を緩め脊部を靜に擦で輔くべし

嘔吐甚しく且つ久しく持續して止まざる時は、炭酸水、沸騰散又は氷片の少許を與ふべし

吐劑を用ひて嘔吐を起さしむるときは、空腹時を良とす、且つ吐劑を與へ嘔吐を催すときは直ちに吐出せしめず、可成抑制し遂に耐ふ可からざるに至りて一頓に吐出せしむべし、吐劑服用の直後多量の飲料を與ふべからず、必ず嘔氣甚しきに至りて始

めて飲料を與へ、嘔吐後には多量の飲料を與ふべし
 嘔吐後は必ず清水にて含嗽せしめ、且つ嘔吐全く鎮靜せば吐出物は病室の遠くに置き醫士の検査に供すべし
 沈酔したる者、又はコロ、ホルムを嗅用したる患者、又は卒倒して人事不省となりし者の嘔吐したる時は、直に頭首を横になし吐出物の氣管に入らざる様注意すべし、若し氣管に流入する時は窒臭の恐なり

●發汗とは如何なるものなるや之を誘起する

原因を問ふ

宮城四一、七

發汗とは皮膚に存する汗腺の分泌機能旺盛し、頻りに体外に排泄し汗液の皮膚表面に流出するを云ふ

發汗を誘起する原因は筋の運動即ち努力、労働、外界を温度高き時、其他發汗藥、温浴或は温き飲料を與へたる場合及び病的機能

●發汗に對する看護上の注意事項

群馬四三、二回

- (一) 發汗中は狼りに衣服を脱せしむること勿れ
- (二) 發汗中兩便を催すときは、便器を能く温め被褥を順に開きて發汗の妨げをなすべからず
- (三) 發汗中は室内の温度を攝氏二十度乃至二十五度に保たしむべし
- (四) 發汗終れば乾燥せる温布にて全身を拭ひ乾燥せしめ新襯衣と交換せしむべし
- (五) 感冒せしめざる様に注意すべし
- (六) 一局部の發汗なるや、全身なるやに注意すべし

(七) 發汗時の長短並に發汗強弱に注意すべし

●發汗嘔吐並に咳嗽者に對する注意

岩手四三、一〇

(一) 發汗者に對する注意

(前項を見よ)

(二) 嘔吐者に對する注意

吐出する状況及び吐出する物に注意すべし(其他は前項嘔吐介補參照)

(三) 咳嗽者に對する注意

咳嗽を起すときは其の時刻、回数、疼痛及困苦の有無、乾咳なるや、濕咳なるや、血咳なるや、血咳の血液泡沫狀なるや、凝固性なるやに注意し、其他吐瀉、發汗及び呼吸切迫を伴ふや、

否やにも注意すべし
又醫師の命に依り咯痰を貯ふる必要あるときは、密閉せる硝子

器に入れ消毒薬を加へ置くべし

京都四三、五

●盜汗の處置

盜汗甚しき時は酒精を温湯に加へ洗拭し、又は乾拭すべし、而して濕りたる襯衣は交換すべし、また盜汗は甚だしく身軀を疲勞せしむるものなれば、永く持續する場合には醫に乞ふて止汗劑を與ふることあり

●虎列拉病の原因症候の大要並其看護法

岩手四三、一〇

(一) 原因

四〇
虎列拉病は病毒(虎列拉螺旋菌)が体内に侵入するに起因す、而して此病毒は患者の吐瀉物中に在り、凡て腸加答兒を誘起する場合に、本病に傳染すること多きを以て、不良の飲食物、並に不熱の果實等には注意すべし。

㊦ 症候の概要

潜伏期は二日乃至一週間にして、劇甚なる嘔吐、下痢、米粥状にして一日十回乃至二十回全身倦怠、食氣不振、腹部雷鳴、皮膚厥冷、音聲嘎嘶、脈搏細微、体温漸々冷却(三十四度位を示すに抱はらず患者は体内焼ける如き感を覺ゆ)、尿量減少、顔貌憔悴、全身青紫色の斑を生ず

㊧ 看護法

又た乾性虎列拉として嘔吐下痢等を起さず、経過するものあり

本病の看護は醫士の命に依り處置すべし、然れども看護婦にして醫の來らざる前に本病患者に接するときは、先づ應急の處置として、安臥静息せしめ、澱粉湯又は赤酒少許を十五分間毎に與へ、若し渴甚しき者には冷水の中に氷片を少しつゝ加へたるを與へ、身体を温める爲め輕軟なる被衾を覆ひ、湯婆、温石、又は砂囊を用ひ、嘔吐及下痢には注意して介補し、其吐下物は注意して消毒し、病室には看護者の外他人の出入を禁じ、凡て病毒に觸れたるもの及び其疑あるものは、皆嚴重に消毒すべし、看護婦自己の注意は患者に接せし都度二十倍石炭酸水或は千倍昇汞水にて手足を洗滌し以て病毒に汚されざる様になし、又た吐瀉物等に觸れし時は直ちに衣服を交換し、病毒の附着せしものは暫時も其室に置ざる様にすべし、而して忘るべからざるは

看護に従事中、其手を以て自己の口に觸るゝことを堅く禁ずるに在り、其他消化し易きものを食し、毎日一回乃至二回入浴し、身体を清潔になし、且つ身体の疲勞を感ぜざる様につとむべし

●赤痢患者の看護法

京都四三、五

患者を隔離し、廁の消毒を嚴重になし、患者は安臥静息せしめ、腹部を温むる目的にて温巻法及び半身浴をなし、流動性の食物を取らしむ、即ち牛乳、卵黄、ソツプ等を與ふべし、其他葛湯、濃厚なる粥汁等最も適當とす、又た快復期に於ては粥汁の代りに粥を與へ、其他消化し易き者を少量つゝ與ふべし
本病患者には藥液灌腸をなし、一日四回乃至五回位施すものにして醫師の命によりてなすものなり

大便の消毒は嚴重になさゝるべからず、輕症に在ては便器に受け然る後其便量と等分の二十倍石炭酸水にて消毒し、卅分計經過するを待つて不潔罐に入れこれを煮沸すべし、又た重症に於ては襪襪に受けしめ、之を焼却するを可とす、襪襪を簡便に調へるには、古新聞紙の上に綿を敷き、其上に又新聞紙の半枚位の者を敷き、尙其上に綿を敷き、腰下に敷き込むべし、而して便通あるときは其上の分丈けを交換するなり、襪襪交換の際は能く注意し、臀部の不潔なる時は温き湯に少し石炭酸水を加へ其部を清く拭くべし
又衣服其他腰巻等少しにても病毒に觸れし疑ある時は、必ず三十倍の石炭酸水に浸し消毒し後ち洗濯すべし

●麻疹患者の看護法

京都四三、一一

麻疹は左程心配すべき病にあらず、合併症として氣管技加答兒或は腎臓炎を起す恐れあるを以てこれを防ぐ注意を怠るべからず。患者は必ず褥中に置き、落屑終るまで外出を禁じ、病室は温くし、空氣の交換に注意し、外氣に觸れざる様になし、食物は軽くして軟き物を與へ、發熱時は頭部に冷巻法を施し、眼、鼻、口等は出來ずけ清潔になし、衣服は度々交換し、其都度消毒し、大氣に當るを良とす。

食物は全治の後も一二週間は軟き物を食するを良とす、又全快の後と雖も咳嗽を發し、又頭痛等のある時は、直ちに醫師の診察を乞はしむべし。

(第參) 傳染病豫防消毒法

●傳染病は如何なる場合に感受するや

群馬四三、二回

豫防法及び消毒法の不完全なる場合

●虎列拉病の原因及其豫防法

京都四三、五

(一) 原因

(前項看護法參照)

(二) 豫防法

(イ) 虎列拉病流行の際には各自に衛生を守り不攝生のことなからしむること、殊に消化器の疾病を起ざらんことに注意す

べし、即ち不良の飲食物或は不熟の果實等を食せざる様に注意すべし

(ロ) 若し近傍に患者を発生せし場合は、其場所と交通を断ち病毒をして他處に傳播することなからしむべし

(ハ) 患者は直ちに隔離し猥りに他人を接近せしむべからず、即ち病室には看護に關係せし者の外は出入せしむべからず

(ニ) 病毒感染の疑あるものには決して接觸すべからず

(ホ) 患者に接する毎に、必ず能く手指其他を消毒すべし

(ト) 病室内に在りては決して飲食すべからず

(チ) 病室内に在りし物品は、何品を問はず消毒後にあらざれば一切之を使用すべからず

(リ) 患者の排泄物、殊に吐瀉物中には病毒の存するものなれば法律の示す處に従ひ嚴重に消毒し、ゆるかせにすることあるべからず

● 赤痢の症候及豫防法

新潟四三、一〇

● 赤痢の徵候及消毒方法

群馬四三、一回

(二) 症候

潜伏期は一日乃至一週間にして、其發病するや、始め下肢の倦怠を覺へ、發熱、頻回の下痢を起し、便通前に於ける下腹の劇痛を起し、便意頻發、裏急後重あり、便質は初め不消化便に起り、頻回持續して粘液膿様及び組織片を混合したる膠様の灰白色の粘汁となりて、血液を交へ、最後に至れば純血を排し、且つ下痢愈々頻數なるに随ひ便量は益々減じ、一晝夜間二十回以

上三十回の粘液血便を排出するに至る

(四) 豫防法

- (イ) 赤痢は消化器に發する傳染病なるを以て攝生を守り常に胃腸を健全ならしむべし
- (ロ) 赤痢の病毒は飲料水或は衣服、食器などより傳染を媒介することあれば、器物の洗淨水等は必ず沸騰したる者を用ゆべし
- (ハ) 食物は其都度必ず煮たるものを取り、又時間を経たる者は再び煮て食すべし、其他炊事する者は各器具は沸騰せし水にて清洗し、尙ほ時々熱湯を灌ぎて之を消毒する様にすべし
- (ニ) 赤痢發生地とは成るべく通行すること避くべし

(三) 消毒法

- (イ) 患者の大便より傳染するものなるを以て大便の消毒は殊に注意を要す、即ち患者大便を泄せば先之に等分の二十倍石炭酸水を加へ後ち煮沸し、沸騰後三十分間以上煮沸すべし、また焼却することを得ば焼却するを良とす
- (ロ) 患者に接するものは其都度石炭酸水若しくは昇汞水にて手足を洗滌し、嚴重に消毒すべし
- (ハ) 患者全治したるときは入浴の上、衣服を更えしむべし
- (ニ) 患者死亡したる場合には、死体は火葬に附すべし、而して死体を棺に斂むるに當り、其被服に昇汞水若しくは石炭酸水を充分に撒布し、又は昇汞水若しくは石炭酸水に浸漬したる布を以て包み、又は石灰を以て填むべし

(ホ) 患者に使用せし器具一切は、蒸気消毒又は薬物消毒の方法に依り嚴重に消毒すべし

●腸窒扶斯患者の大便の消毒法

京都四三、五

大便と等分の二十倍石炭酸水を加へ、不潔罐に入れ密封し後ち之を一定の場所に於て焼却するか、若しくは三十分間以上煮沸すべし

●猩紅熱の消毒に就て

神奈川四三、一〇

本病は觸接傳染病にして人より人に傳染し、其傳染は凡ての分泌物よりするものにて、空氣之が媒介をなす、故に患者に使用したる器具類は勿論、病室内の空氣をも消毒せざるべからず即ち洋風家屋の如き密閉し得る病室にては(ホルマリン)瓦斯の消毒を行ひ、日本家屋

の如きに於ては石炭酸水又は昇汞水を室内に撒布し、病室の全戸を開き、尙ほ消毒薬にて室内を悉く拭ひ、又床下には石灰乳を撒布し、床板は曹達水の雑巾をかけ、床下及び室内は一週間位開放の儘、充分に空氣を流通せしむべし、又た患者に觸れたる物品は可成焼却するを安全とす

●實扶的里亞の原因症狀及豫防消毒法

群馬四三、二回

(二) 原因

實扶的里亞は病毒即ち實扶的里亞桿菌の傳染に起因するなり、傳染は人より人に及ぼし、或は其病に罹りたる小兒の使用せし器物或は衣類等の媒介により傳染す、而して本病は十歳以下の小兒を侵すこと多し

(三) 症状

潜伏期は二日乃至一週間にして、初め單に扁桃腺及び口蓋の腫起及び潮紅を認め、後ち灰白色の皮膜を生じ、次第に肥厚し、帶黄白色に變ず、多くは次で顎下腺の腫脹を現し、呼吸の際悪臭を放つ、皮膜は漸次口蓋懸壅垂及び咽頭壁に波及し、悪性のものは喉頭及び氣管を侵すに至る、又喉頭及氣管を最初に侵害するも、少しも咽頭内に及ぼさざることあり、患者は聲音啞嘶し、屢々呼吸困難を呈し、笛聲雜音を放つに至る

(三) 豫防消毒法

- (イ) 健兒は病兒より斷然隔離すべし
- (ロ) 患者の分泌物、喀痰等は病毒の存するを以て嚴重に消毒すべし

- (ハ) 患者の使用せし物品、衣服は勿論室内も嚴重に消毒すべし
- (ニ) 看護婦及び其他の人々にて患者に接する者、患者の呼吸咳嗽の際不意に口内に侵入することあり、然るときは五十倍の鹽剝水或は三百倍の撒里失爾酸水にて一日數回合嗽するを要す

- (ホ) 冷水拭皮法を剛行し皮膚を健全にし以て感冒を豫防し亦た各般の攝生に注意して身體を健康ならしむべし
- (ヘ) 患者の喀痰、唾液凡て口腔よりする排泄物は一定の器に收容し、之に消毒薬を充盈せしめ以て消毒法を施すと、患者に使用せし紙片、布巾、綿などは他人に接觸せざる様にし、且つ不用となれば速に之を燒却する方針を取るべし

●呼吸器傳染病の名稱及豫防上の注意

五四

(一) 名稱

群馬四三、一回

- (イ) 肺結核、(ロ) 各種の肺炎、(ニ) 實扶的里亞性喉頭炎、(三) 百日咳、
- (ホ) 實扶的里亞

(二) 豫防上の注意

- (イ) 肺結核に對する注意は結核系の者と結婚を避け、結核系の者の乳汁は小兒に與へず、接吻的の行爲を避けしむるべし
- (ロ) 實扶的里亞に於ては患者を隔離するは勿論、健康なる小兒を決して接近せしむべからず
- (ニ) 個人的に簡單なる方法は「レスピラートル」を使用して微菌の飛散を防ぐに在り

- (三) 喀痰及び口腔よりする排出物は、一定の器物に受容して嚴重に消毒すべし
- (ホ) 患者の使用せし器具殊に口に接するものは嚴重に消毒するにあらざれば他に使用すべからず

●傳染病患者の死體處置如何 宮城四一、七

(赤痢患者の死亡したる場合と同一なれば同項を参照せよ)

●傳染病毒に汚染したる水の消毒法を問ふ

宮城四三、七

確實なるは三十分間以上煮沸するに在り、然れども井戸水槽の如き多量の水に於ては、水量の五十分一之生石灰を乳狀となし投入し、能く攪拌し後十二時間以上放置するに在り

●病室(傳染病室)の消毒法を述べよ

五六

京都四三、一一

- (一) 木造の部分は石炭酸水にて洗ひ、間隙ある部は成るべく薬水を注入し、乾拭せしめずして風を通ずること二十四時間にして、更に熱き曹達水にて洗ひ、再び石炭酸水にて拭き乾かし、二十四時間窓戸を開放して風を流通せしむべし
- (二) 土壁、石造部及漆喰を施したる部は、石炭酸水を灌ぎ二十四時間風を通じて乾すべし
- (三) 歩床には多量の木灰或は鋸屑を撒布し、潤さしめて除去し、石炭酸水を灌ぎて丁寧に拭ふべし
- (三) 洋風建物にして戸扉、窓孔等を密閉し得べき室に於ては瓦斯消毒を行ふことあり、而して此消毒をして有効ならしむるには、

室内の容積百立方尺に附「フォルマリン」四十瓦以上を噴出せしめ、若しくは「フォルムアルデヒド」瓦斯十五瓦以上を發生せしめ、同時に百瓦以上の水を蒸發せしむるの比例を以て處置したる後、七時間以上密閉し置くを要す

●蒸汽消毒とは如何并に其適應物及び消毒時

の注意事項を記せ

群馬四三、一回

蒸汽消毒とは消毒すべき物品を一定の消毒器内に入れ之に高熱の蒸汽を流通せしめ消毒する方法を云ふ
適應物は左の如し

- (一) 衣服、臥具、布片等總て絹布、綿布、麻布、毛織物類
- (二) 硝子器、陶器、磁器、其他鑄製若しくは木製品類にして汽熱に

五七

堪へ得るもの

注意事項は左の如し

- (一) 革類、革製品、漆器、其他の塗物類、護謨製品、護謨付品、糊付品、膠付品、毛皮、象牙、鼈甲、角の類は物品を損ずるを以て蒸気消毒を避くべし
- (二) 被服類の蒸気消毒を施すには、豫め袖中又は衣囊中を検索し、若し爆發又は發火し易き物品あるときは之を取出すべし、又消毒中他物に染色の恐あるもの等は蒸気消毒を避くべし
- (三) 蒸気消毒は流通蒸気を用ひ、成るべく消毒器中の空氣を驅逐し、一時間以上攝氏百度以上の温熱に觸れしむべし

●左の物品を如何に消毒すべきか

金屬物品、寢具類、書籍類、毛布、絹布、木綿類、寫眞
軸物類、盆栽類
岩手四三、一〇

- (一) 金屬性物品は蒸気消毒又は煮沸消毒の方法によるべし
- (二) 寢具類は蒸気消毒によるべし
- (三) 書籍類は「フォルマリン」瓦斯消毒、又は日光消毒の方法によるべし
- (三) 毛布、絹布、木綿類は蒸気消毒又は「フォルマリン」瓦斯消毒によるべし、但し消毒中他物に染色の恐あるものは蒸気消毒を避くべし
- (四) 寫眞及軸物類は日光消毒の方法によるべし
- (五) 盆栽類は燒却し得べくんば燒却し、然らずして保存せんには日光に暴露し空氣をよく流通せしむるの外なし

●消毒薬溶解法

宮城四二、七

●消毒薬の種類を問ふ

群馬四三、一回

●消毒薬の種類用法適應

神奈川四三、一〇

●消毒薬の調製並應用法

岩手四三、一〇

(一) 種類

(イ) 石炭酸水、(ロ) 昇汞水、(ハ) 石灰乳、(ニ) クレゾール水、(ホ) 格魯兒石灰水等なり

(二) 溶解法(即ち調製)

(イ) 石炭酸水は二十倍のものを使用す、之を製するには先づ結晶石炭酸五分、鹽酸一分、水九十四分の割合にて用意し、石炭酸五分に凡水一分を加へ、攪拌し又振盪しつゝ徐々に

定量の水を注ぎ後、鹽酸一分を加ふべし、温湯を用ふれば其溶解速かなりとす、但し使用の際は毎回振盪するを要す
(ロ) 「クレゾール」水を製するには、「クレゾール」石鹼液六分、水九十四分の割合にて用意し、「クレゾール」石鹼液に定量の水を加ふべし

(ハ) 昇汞水は千倍のものを使用す、之を製するには、昇汞一分、鹽酸十分、水九百八十九分の割合に用意し、昇汞の定量の水に溶解し後、鹽酸を加ふべし

(ニ) 石灰乳は十倍のものを使用す、之を製するには、生石灰一分、水九分の割合に用意し、一分の生石灰に九分の水を徐々に加へ能く攪拌すべし

(ホ) 格魯兒石灰水は、二十倍のものを使用す、之を製するには、

格魯兒石灰五分、水九十五分の割合にて用意し、用に臨みて水を加へ製するに在り

(三) 應用法(用法、適應)

(イ) 石炭酸水は使用の際は毎回振盪するを要す、而して各種物件の消毒に適す、但使用の際は左の諸件に注意すべし

(二) 吐瀉物其他の排泄物には同容量を加へ、能く攪拌すべし

(三) 器具、室内等を消毒するには擦拭又は撒布すべし

(三) 手足等を消毒するには、洗滌したる後更に淨水を以て洗淨すべし

(四) 衣類等を消毒するには、鹽酸を加へざるものを用ひ、六時間以上浸漬し、其後淨水を以て更に洗滌すべし

(ロ)「クレゾール」水は其應用石炭酸水と同じ

(ハ) 昇汞水は陶器、硝子器、木製器具又は室内の消毒に適す、又た手足を消毒するには、洗滌したる後ち更に淨水を以て洗淨すべし

飲食用器具、玩具の消毒、飲料水に滲透すべき場所の消毒、及金屬製品、糞便、吐瀉物の消毒に用ふべからず

(ニ) 石灰乳は吐瀉物其他の排泄物の消毒に適す、其用量は吐瀉物其他排泄物等の容量の四分の一以上とす、但石灰乳は用に臨みて之を製し、使用の際には毎回攪拌するを要す

(ホ) 格魯兒石灰水は其應用石灰乳に同じ

● 法定の「クレゾール」水溶解方法如何

宮城四一、七

●「クレゾール」水の應用如何 同 四三、七

(共に前項を参照せよ)

●加里石鹼の溶解法并に其應用法

宮城四二、七

溶解法

加里石鹼三分を熱湯百分に溶解し、使用の際は加熱するを要す

應用法

不潔なる木製器具、戸、障子、床面等の消毒に用ゆ

●昇汞は何故に吐瀉物、咯痰等の消毒に適せざるや且昇汞水使用上の注意を問ふ

群馬四三、二四

昇汞は蛋白「ペプトン」ムチン等と結合し不溶性のものとなり殺菌力を失ふ、故に吐瀉物、咯痰等を消毒するに不適當なるなり
(使用上の注意は前項消毒藥應用の處を見よ)

(第四) 衛生

●病室の清潔保持及換氣法 岩手四三、一〇

(甲) 病室の清潔保持

病室の不潔は患者に非常の大害を來するものなるを以て、常に清潔になし、左の諸件を守るべし

(一) 病室は一日二回以上掃除すべし、病の輕重により斟酌すべきも、毎朝の掃除はいかなる重病者にも怠るべからず

- (二) 臥床の下は勿論、床傍に物を置く事を禁す
- (三) 患者の使用したる手拭及布巾類は直に清洗し、乾かして床頭に備ふべし
- (四) 汚れたる者及濕りたる者を室内に留め置く事を禁す
- (五) 病室内にて濕りたる物を乾燥する事を禁す
- (六) 發汗の爲濕りたる襯衣敷布は速に交換し、室内に留め置くべからず
- (七) 膿汁に汚染せし繻帶品及巴布は之を一定の器に收め、直ちに病室外に遠くべし
- (八) 患者の排泄物は永く室内に留め置くべからず、是れ病室内の空氣を汚損すること甚だ大なるを以て注意すべし
- (九) 病室内に多數の人の出入を禁ずる事

(二〇) 病室内にて煙草は吸ざる事

(二一) 患者以外の者は病室内にて飲食せざる事

(一二) 薬用のコップ、含嗽器其他の器具は使用後直ちに清洗し備へ置くべし

(一三) 病室内に無用の物品を持ち來り、或は留め置く事を禁す

(一四) 草花、盆栽は患者を慰むる者なれども、永く室内に留め置く時は自然空氣を腐敗せしむるを以て、可成的之を禁じ、殊に夜間は必ず室外に出すべし

(乙) 換氣法

換氣法に二種あり曰く自然換氣法、曰く人工換氣法之なり
其一、自然換氣法とは、室壁の氣孔及び間隙に由りて行はるゝものにして、本邦の建物は洋風建物に比較して頗る盛に行はるゝ者

其二、人工換氣法とは、風車、唧筒、捕風器、「ストロー」、其他各種の人工的装置に由りて換氣する者なれども、看護婦の注意的に換氣すべきは、偏に窓戸の開閉をなして室内の空気を交換するに在り

●室内濕氣の影響

神奈川四三、一〇

室内に濕氣多きときは冬期は其室著しく寒く感ずるなり、是れ体温を放出すること多きに由る、又夏期に於ては他處よりは甚しき熱さに苦しめらるゝなり、是れ身体の水蒸氣發散及び体温の放散を碍らるゝに由るなり
濕氣多くして室内の温度高きときは神経を遲鈍ならしめ、之に反し

て濕氣少なくて温度高きとき神経を過敏ならしむる者なり、然れども濕氣少きは濕氣多きものよりも害少しとす、また濕氣多きは塵埃を飛散すること少きも、微菌は濕温の處に好んで繁殖するものなれば病室等に於て濕氣多きは大に危険なりとす

●衛生上無害なる飲料水とは如何

宮城四二、七

●飲料水には如何なる性質のものを用由るや

岩手四三、一〇

- 飲料水には左の性質を具備せざるべからず
- (一) 疾病を媒介する虞なきものたるを要す、即ち傳染病毒及寄生蟲の存在する虞なきもの
- (二) 井水に在ては縦令清潔なるも、全く無菌なること能はず、必ず

多少の腐敗菌を有す、然れども可及的菌數少き水(普通は一ccの
中に五百以下)を撰ぶべし

- (三) 水中には異物例へば食物の殘片、毛、切屑等を存すべからず
- (四) 全く無色透明ならざるべからず
- (五) 水温は十度前後にして清涼なる佳味を有せざるべからず
- (六) 無臭にして異味を有すべからず
- (七) 水の反應は中性又は微弱亞爾加里性なるを要す
- (八) 化學的成分の有害なる物質を有すべからず
- (九) 硬度の弱きを要す

(第五) 救急處置

● 卒倒者の救急處置

宮城四二、七

先づ新鮮なる空氣の流通する場所に移し、外衣を解除し、身体を水平位に安臥せしめ、(可成頭部を低くすべし)顛瀕部を軽く醋水にて擦擦するか、或は面部、胸部に冷水を注ぎ、自ら嘔下し得に至れば興奮飲料又は清涼飲料を與ふべし、而して卒倒者失神せる場合に於て前の方を行ひ醒覺せざる時は醒覺法を施すべし

● 腦貧血の兆候と其處置

京都四三、一一

(一) 兆候

- (イ) 顔面口唇の蒼白色、(ロ)視力昏昧、眼火閃發、(ハ)體温下降、
- (ニ) 脈細少頻數、(ホ)嘔心、嘔吐、耳鳴等なり重症に在ては全身厥冷、冷汗を流し、脈搏消失、精神昏昧し、呼吸淺表となり、遂に絶息することあり

(三) 處置

頭部を低くし下肢を高く平臥せしめ、衣服を解除し、冷水を頭部及び胸部に注ぎ、嗅劑例へば礮砂精の如き者を嗅がしめ、空氣の流通善き室内にて加療すべし

● 火傷の症候及其處置

群馬四三、二回

(一) 症候

火傷は其輕重により左の三度に區別す

第一度 皮膚發赤、灼痛あるも水泡を發せざる者

第二度 皮膚所々剝脱し疼痛堪へ難く水泡を發したるもの

第三度 患部壊死し知覺を失し且つ劇烈の疼痛あるもの

(二) 處置

着衣に點火したるものあるときは直ちに地上に倒して轉轉せしむるか、被衾を以て被覆し、火焰の熄滅を企つべし、火焰消鎮すれば衣服の上より多量の水を注ぎ脱衣せしむ、此際は細心注意し、剪刀を以て剪去し、若し傷部に附着する部あれば其周圍を剪除して布片を遺存せしめ、直ちに剝離すべからず、而して

火傷は其輕重によりて處置を異にす

第一度の者は冷卷法を施し、油類、軟膏を貼用すべし、又其部極めて狹少なるときは格魯胃膜を塗布するを便利とす

第二度に於ては水泡を破壊せず、唯一側に消毒せる細針を刺入して徐に内容を漏し、疱膜は其儘保存し、其部に礮酸或は亞

鉛華又は澱粉を撒布し、消毒綿を被ひ軽く繃帶すべし

第三度にして輕き者は、第二度と同一の處置にて妨なきも、其

部壞死し知覺を失し、脱疽を生じたる者には醋酸鉛或は樟腦精の濕布卷法により、部分の剝脱を促し、他は醫師の指揮に従ふべし

身体大部分の火傷に在りては、生命殆んど危険なることあり、殊に營養障害、心臟麻痺、及び肺炎等を發することあれば此等に細心注意すべし

●誤りて衣服を着けたる儘熱湯中に陥り苦めるもの、救急處置如何 京都四三、五

先づ引き揚げ速に冷水を灌注し、一面醫師の來診を乞はしむべし。次に剪にて剪去しつゝ、注意して衣服を脱せしむべし、然れども其部皮膚或は水泡に附着するときは該部だけ殘留せしむべし、傷害部

に向ては五十倍の「カルボルオレフ」油を塗布し、成るべく繃帯を施し、外氣に侵されざる様になし、醫師の來るを待つべし

●凍傷の區別及其應急處置 岩手四三、一〇

(一) 區別

凍傷は輕重により之を三度に區別す

第一度 皮膚發赤し疼痛あり漸次知覺を失し、蒼白となり厥冷するもの

第二度 水泡を生じ皮膚所々剝脱糜爛するもの

第三度 皮膚の一部分枯死し終に壞疽となるもの

(二) 應急處置

凍傷に必ず直に暖氣の處置を嚴禁す、先づ風なき冷處に移し、

局部は雪を以て被包す、之に因て局部に稍々知覺を生せば、冷水次に常水次に温湯の順序にて浸し、漸く快温を覺るに至れば之を能く乾拭し、石樟軟膏又は軟なる油類を塗布し、必要あれば繃帯を施し局部を高さ位置に安保すべし

(其他輕重により處置することは火傷と同一故同項下を参照せよ)

● 衄血の應急手當如何

宮城四一、七

● 衄血の處置

同 四三、七

先づ直ちに患者を仰臥せしめ、少しく頭部を高く保持し、仍て鼻竅を壓制し、出血せる部に脱脂綿又は綿撒糸を以て前鼻孔を充塞すべし、而かる後鼻腔に氷水或は醋水を注入するを可とす、此際微量の血液咽頭に流入するか、若しくは嘔下することあるも決して顧慮す

るに及はず、其他寒冷法を鼻部、前額部、項部、胸部等に行ひ、務めて上肢を高舉せしめ、亦食鹽水にて鼻孔内の洗滌を行ふべし是に依て尙ほ止血せざる時は可及的速に醫師の診療を受くべきは勿論のことなり

● 右前膊を轢過され出血甚しく且其部の骨折を起せるもの、救急處置如何

京都四三、五

先づ患部を被包せる袖を脱し、細帯又は他の彈力ある細滌を以て骨折部より離れたる上を括約し、或は指壓法によりて上膊動脈を壓迫して止血を試み、創縁を清拭し、上肢を安全の位置に保ち、冷卷法を施し、醫士の來診を待つべし、此際決して粗暴の處置をなすべか

●骨傷とは如何其概徴を記せ宮城四三、七

骨傷とは墜落、跳躍、打撲、衝突等により骨折を起し、其の運用を失したる者を云ふ
骨傷の概徴

(イ) 傷部異状の變形、(ロ) 運用癱絶、(ハ) 局部を按捺するに軋音を發す

●骨折及脱臼の救急處置 神奈川四三、一〇

(一) 骨折の救急處置

單純骨折即ち外傷を伴はざるものに於ては、動搖せしめざる様

に保持し、副木を貼用し假に繃帯を施して固定し、醫師の來るを待つべく、また複雑骨折に於ては創口に不潔物の附着せざる様に注意し、假に繃帯を施し醫師の來るを待つべし

(二) 脱臼の救急處置

疼痛最も少き位置に於て安靜に保ち、醫師の來るを待つべし、而して脱臼の整復は高妙の手技に屬するを以て、決して之を企つる様のことなかれ

●骨折と脱臼との區別及骨折患者の取扱方法

京都四三、一一

(一) 區別

(イ) 骨折に於ては種々の方向に動くも、脱臼に在ては異常位置に固定し、只一定の方向に運動するのみ

(ロ) 骨折には自發性の疼痛あるも、脱臼には運動に際し疼痛を發するのみなり

(ハ) 骨折には局部を按摩するに軋音あり、然るに脱臼には軋音なし

(ニ) 骨折に於ては關節骨頭の變位なきも、脱臼は轉位せるなり

(ホ) 骨折に於ては骨の連續絶ゆるも、脱臼に於ては骨の連續を絶るゝことなし

(二) (取扱法は前項参照)

● 日射病とは如何なる者なるや及其救急處置を問ふ

宮城四一、七

日射病とは夏日炎天に際し、家外に作業し或は旅行中卒倒するの症なり、其際頭痛、眩暈、胸部苦悶及び喝を起し、顔面暗赤色を呈し、眼球強直し、呼吸促進し、遂に跌き倒れて失神假死するに至るなり

斯る場合に於ては病者を直ちに陰所に移し、仰臥せしめ、緊迫せる衣帶を脱除し、多量の冷水を身体に灌漑して温熱を下降せしむるを要す、患者嘔下し得るときは多量の冷水を飲ましめ、且つ冷水灌腸を施し、尙ほ蘇生せざるときは人工呼吸法を施すを要す、此間絶えず扇を以て清涼なる空氣を送るべし、醒覺後再び昏醉状態に陥らんとせば安母尼亞水の如き峻烈なる嗅薬を用ひ、或は下脚に芥子泥を貼用する等、可成的生活機能を維持するに力むべし

● 腹痛を起したるときの手當如何

宮城四二、七

胃痛、腸痛共に患部に芥子泥を貼附し、又は温巻法を施し、温き飲料を與へ患部又は背部を徐々に撫擦すべし、尙ほ疼痛止み難き時は、微温湯を以て灌腸を行ふべし

●毒蛇に咬まれたる時の處置京都四三、一一

毒蛇に咬まれたるときは直に創所の上部を紐或は帯にて堅く結縛し、出血は制止せず却て催進せしめ、吸角を創口に貼し毒素を驅逐し、尚ほ烙鐵を貼し、或は藥品にて蝕滅すべし、斯く救急の處置を施し置き、速に醫の來診を待ち其處置を受けしむべし

最新看護婦試験問題答案集終

附 録

◎看護婦規則 (三十三年七月東京府令第七一號)

第一章 通 則

第一條 看護婦の業を營まんとする者は第二條の資格を證明すべき書類を添へ當廳に願出免狀を受くべし但官立府縣立にして三ヶ年以上の修業年限を有する看護婦養成所若くは之と同等以上の學科程度を具へたる看護婦養成所に於て卒業證書を得たる者看護婦免狀を受けんことを願出づるときは審査の上相當と認むる者に限り試験を要せずして免狀を下附することあるべし

第二條 免狀は年齢滿二十年以上の女子にして當廳の看護婦試験に及第したる者に非ざれば之を受くることを得ず

第三條 免狀は之を他人に貸渡することを得ず

免狀を毀損亡失したるときは速に再下附を願出すべし

第五條 族籍氏名免狀記載の事項に異動を生じたるときは七日以内に書換を願出すべし

第六條 看護婦廢業又は住居を轉したるときは二十日以内に免狀を添へ其の旨届出づべし但し管内の轉居は免狀の添附を要せず

失踪又は死亡したるときは戶籍法に依る届出義務者より二十日以内に免狀を添へ届出づべし但し免狀を添へ難き事由あるときは其の旨を届書に記載すべし

第七條 看護婦は主治醫の指示を受くるに非ざれば治療に關する手術又は投薬を爲すことを得ず

第八條 看護婦は無免許の者をして代て看護を爲さしむることを得ず但し現に看護の方法を指示し一部の補助を爲さしむるは此限にあらす

第九條 看護婦にして瘋癲、白痴、不具、癡疾となり其業を營むに堪えずと認めらるるときは免狀を返納せしむ

第十條 本則に依り禁止の處分を受け二ヶ年を経過したる者は其行狀により之を解除することあるべし

第十一條 看護婦組合を設けるとときは其規約書寫を添へ當應の認可を受くべし

第二章 試驗

第十二條 看護婦試驗は毎年二回十一月當應に於て之を舉行す試験期日は毎回二ヶ月以前之を告示す

第十三條 試験科目は左の如し

- 學說
- 第一看護法
- 第二解剖生理の概要
- 第三傳染病豫防消毒方法
- 實地

第一實地に關する事項

第十四條 實地試験は學說試験に及第したる者に就き之を行ふ

第十五條 看護婦試験を受けんとする者は第一號書式に依り修業履歴書を添へ願出づべし

試験願書の差出期は毎年四月及十月とす試験願を許可するときは指令を須ひす其願書を受理し許可せざるときは之を却下す

第十六條 不具、廢疾者並に禁錮以上の刑に處せられたる者は看護婦試験を許可せざることあるべし

第十七條 看護婦試験に及第したる者には及第證書を交附す

第三章 罰則

第十八條 試験に關する規定に違反したる者は其試験を無効とす

第十九條 看護婦にして禁錮以上の刑又は本則に依り科料に處せられたる者其他業務上不正の行爲ありたる者は其業務を禁止し若くは二ヶ年以内停止することあるべし

第二十條 前條に依り看護婦の業務を禁止若くは停止せられたる者は五日以内に所轄郡區役所を経由して免狀を返納すべし但し停止に係る者は其旨を記載し之を下附す

第二十一條 第一條第三條第七條第八條に違反したる者又は第二十條に違反し免狀を返納せざる者は二十五錢以上一圓九十五錢以下の科料に處す

第二十二條 第五條第六條第十一條に違反したる者は一圓五十錢以下の科料に處す

第四章 附則

第二十三條 本令施行以前二ヶ年以上看護婦の業務を営み本令施行後六ヶ月以内に出願する者は當廳に於て適當と認むる者に限り試験を要せずして免狀を下附す

前項の願書には看護婦業務上に關する履歴書(卒業證書ある者は其寫を)に其師若くは醫師の證明を得て之を添附すべし

第二十四條

本令は官公私立病院内に於て使用する看護婦に適用せず

第二十五條

本令は明治三十三年十月一日より施行す

第一號書式

看護婦試験願

住所(寄留なれば本籍)

族稱

氏

名

生年月日

明治何年何月看護婦試験相受度別紙修業履歴書相添此段奉願候也

追て禁錮以上の刑に處せられたること無之候(又は何年何月何日何々の罪に依り何處裁判所に於て何々の刑に處せられ候)

右

年月日

氏

名 印

東京府知事宛

區長町長(區町村長を置かざる地)の奥印

附 錄 終

60
36

明治四十四年五月二十四日印刷
明治四十四年五月二十七日發行

不許複製

著者 伊藤熊樵

發行者 東京市神田區猿樂町二十四番地
辻本末吉

發兌 東京市神田區猿樂町廿四番地
修學堂書店

電話本局一七五三番
振替貯金三二八番

印刷者 東京市本郷區湯島一丁目二番地
井上隆治

印刷所 東京市本郷區湯島一丁目二番地
合資會社

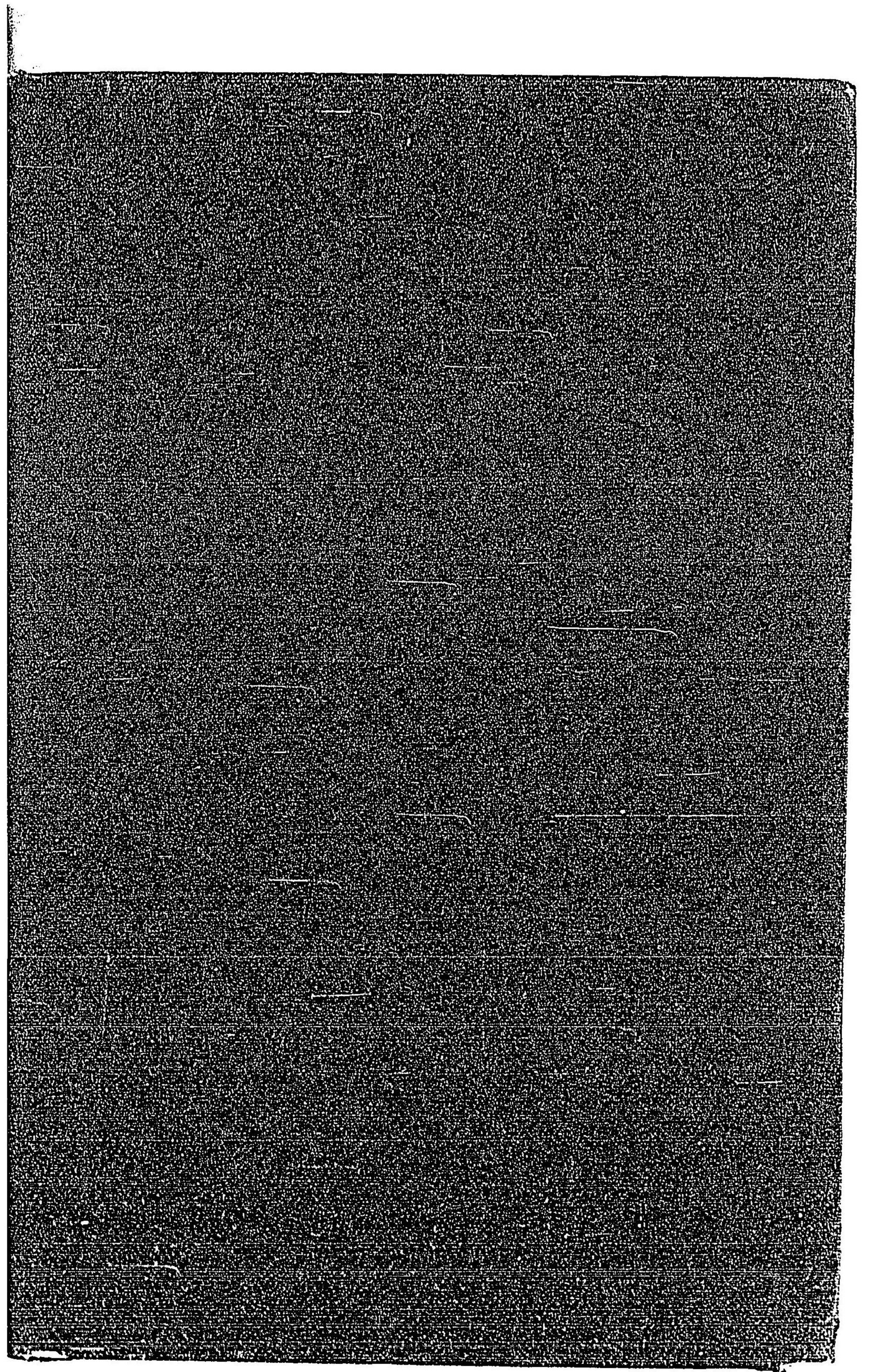
最近看護婦試驗問題答案集

正郵 價稅 金 拾 參 錢
四 金 錢

(八木原製本所選)

60

36



60

36

058609-000-3

60-36

最新看護婦試験問題答案集

伊藤 熊槌/著

M44

CBC-0131



